

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-209:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-209 部：家庭用電気治療器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条4	箇条 4 一般要求事項（JIS C 9335-1（以下、第 1 部）の規定による。） 機器は、通常使用時に起こりやすい不注意があっても、人体及び／又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条22 22.101 22.102 22.103	第 1 部の第二条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.101 家庭用低周波治療器の構造は、次による。 a) 最大出力電流は、通常動作で規定値以下でなければならない。 b) 電流を最小から最大まで連続的に増加する出力調整器をもたなければならない。 c) 出力調整器が最小位置以外の状態で電源を入れたときは、出力しない構造でなければならない。 22.102 家庭用超短波治療器の定格出力電力は、規定値以下でなければならない。 22.103 家庭用電位治療器の通電形導子部の出力電流制限用のインピーダンスは、複数の部品で構成しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-209:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-209 部：家庭用電気治療器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条19 19.1	箇条19 異常下における動作 19.1 機器は、異常下における動作又は不注意による動作によって、火災の危険、及び安全性又は感電に対する保護に影響を及ぼす機械的損傷を、可能な限り未然に防止可能な構造でなければならない。（第1部の規定による。）	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによつてはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	■該当 □非該当	箇条7 7.1 7.101	第1部の第三条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.1 機器には、次の表示を行わなければならない。 － 短時間定格の機器は、その定格時間 7.101 家庭用超短波治療器の取扱説明書には、次の趣旨を示す内容を記載しなければならない。 － 定格出力電力が10 Wを超える家庭用超短波治療器の場合は、次の趣旨 ・ 金属類（ネックレス、時計、金糸、銀糸、ラメ入り衣装など）は身に着けて治療しない旨 ・ 金属枠を用いた椅子及びベッドを使用してはならないなど、接地された導電部又は接地に対して同等の静電容量をもつ部分で、高周波電流の予期しない伝導路を形成する可能性のある部分へ接触がないようにしなければならない旨	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-209:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-209 部：家庭用電気治療器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					・ 導子ケーブルは、導体及び超短波を吸収しやすい電気機器と接触しないように配置する旨 － 使用者に導子部及びケーブルの絶縁に損傷がないか、又は定期的に点検させる旨の注意書き	
第 四 条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条22 22.18 箇条23 23.3 箇条25 25.14 箇条31	箇条22 構造 22.18 導電部その他の金属部で、腐食によって危険が生じるおそれがある部分は、通常使用状態の下で耐腐食性をもっていなければならない。（第1部の規定による。） 箇条23 内部配線 23.3 通常使用時に又は使用者による保守時に動くことがある機器の異なった部分相互間で、電気接続部及び内部導体（接地用のものを含む。）に過大な応力が加わってはならない。（第1部の規定による。） 箇条25 電源接続及び外部可とうコード 25.14 電源コード付きの運転中に動かす機器又は可搬形機器で通常の使用状態で定置して用いないシースなしの平形コードをもつ機器は、コード引込部のところで過度の屈曲から十分保護した構造でなければならない。（第1部の規定による。） 箇条31 耐腐食性（第1部の規定による。） さ（錆）びることによって機器がこの規格に適合しなくな	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-209:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-209 部：家庭用電気治療器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					るおそれがある鉄製の部分は、防せい（錆）対策を十分に施さなければならない。	
第 五 条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条7 7.101	第1部の第五条に該当する規定によるほか、次による 箇条7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.101 家庭用超短波治療器の取扱説明書には、次の趣旨を示す内容を記載しなければならない。 ー 血圧に異常のある人は、医師と相談する旨 ー 定格出力電力が10 Wを超える家庭用超短波治療器の場合は、次の趣旨 ・ 金属製物質（人工骨頭、埋没くぎ、金属製クリップなど）を体内に植え込んだ人には、使用しない旨 等	
第 六 条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条22 22.21 箇条24 24.1 箇条25 25.7	箇条22 構造 22.21 木材、綿、絹、紙その他これらに類する繊維性又は吸湿性がある材料は、含浸を施さない限り絶縁物として用いてはならない。（第1部の規定による。） 箇条24 部品 24.1 部品は、合理的に適用可能な限り、該当部品に関する規格に規定された安全性に関する要求事項に適合しなければならない。（第1部の規定による。） 箇条25 電源接続及び外部可とうコード 25.7 電源コードは、次のいずれかのタイプでなければな	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-209:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-209 部：家庭用電気治療器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				簡条30 30.1	らない。 ー ゴム被覆 ー ポリクロロプレン被覆 ー ポリ塩化ビニル被覆、等（第1部の規定による。） 簡条30 耐熱性及び耐火性 30.1 非金属製の外側の部分、接続部を含む充電部を支持する絶縁物、及び付加絶縁又は強化絶縁として用いている熱可塑性絶縁物は、その劣化によって、機器がこの規格に適合しなくなるおそれがないように、十分な耐熱性をもっていなければならない。（第1部の規定による。）	
第 七 条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	☒ 該当 ☐ 非該当	簡条8 8.1 簡条22 簡条25 25.22 簡条26	簡条8 充電部への接近に対する保護 8.1 機器は、充電部への偶然的接触に対して適切な保護をする構造であり、かつ、覆っていないなければならない。（第1部の規定による。） 簡条22 構造（第1部の規定による。） 簡条25 電源接続及び外部可とうコード 25.22 機器用インレットは、次によらなければならない。 ー コネクタの挿入及び取外しの間、充電部に触れないような配置か又はそのように囲っていないなければならない。（第1部の規定による。） 簡条26 外部導体接続端子	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-209:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-209 部：家庭用電気治療器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				26.1	26.1 端子は、工具を用いずに着脱できないカバーを取り外さないと接触できないようにしなければならない。（第1部の規定による。）	
				26.7	26.7 X形取付け用端子は、外郭のカバー又は一部を取り外さないと触れることができないものでなければならない。（第1部の規定による。）	
第 七 条 第 2 号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条22 22.103	第 1 部の第七条第 2 号に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.103 家庭用電位治療器は、出力電流制限用のインピーダンスに用いている部品のいずれか1個に短絡又は開放が生じても、漏えい電流は規定する値を超えてはならない。	
第 八 条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	箇条11 11.1 箇条13 13.1 箇条14	箇条11 温度上昇 11.1 機器及びその周囲は、通常使用状態において過度の温度になってはならない。（第1部の規定による。） 箇条13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧 13.1 動作温度において機器の漏えい電流は、過度になってはならず、かつ、機器は十分な耐電圧性能をもっていなければならない。（第1部の規定による。） 箇条14 過渡過電圧（第1部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-209:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-209 部：家庭用電気治療器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条15 15.1 箇条16 16.1 箇条17 箇条23 23.4 箇条29	機器は、発生する可能性がある過渡過電圧に耐えなければならない。 箇条15 耐湿性等 15.1 機器は、規定の耐電圧試験に耐えなければならない。（第1部の規定による。） 箇条16 漏えい電流及び耐電圧 16.1 機器の漏えい電流は過大であってはならず、かつ、その耐電圧強度は適切でなければならない。（第1部の規定による。） 箇条17 変圧器及びその関連回路の過負荷保護（第1部の規定による。） 変圧器から電源の供給を受ける回路をもつ機器は、通常使用時に生じやすい短絡によって、変圧器の内部又は変圧器に接続した回路の温度が過度にならない構造でなければならない。 箇条23 内部配線 23.4 裸の内部配線は、通常使用時に、沿面距離及び空間距離が規定の値未満に減少しないような硬さであり、かつ、確実に固定しなければならない。（第1部の規定による。） 箇条29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁（第1部の規定に	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-209:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-209 部：家庭用電気治療器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					よる。) 機器は、受ける可能性がある電氣的ストレスに耐えるのに適した空間距離、沿面距離及び固体絶縁をもたなければならない。	
第 九 条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条11 11.1 箇条19 19.1 箇条30 30.2	箇条11 温度上昇 11.1 機器及びその周囲は、通常使用状態において過度の温度になってはならない。（第1部の規定による。） 箇条19 異常下における動作 19.1 機器は、異常下における動作又は不注意による動作によって、火災の危険に対する保護に影響を及ぼす機械的損傷を、可能な限り未然に防止可能な構造でなければならない。（第1部の規定による。） 箇条30 耐熱性及び耐火性 30.2 非金属製の部分は、十分な耐着火性及び耐延焼性をもっていなければならない。（第1部の規定による。）	
第 十 条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条11 11.1 箇条22 22.13	箇条11 温度上昇 11.1 機器及びその周囲は、通常使用状態において過度の温度になってはならない。（第1部の規定による。） 箇条22 構造 22.13 通常使用状態でハンドルをつかんだときに、通常使用時に短時間だけ保持するハンドルについての規定値を	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-209:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-209 部：家庭用電気治療器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					超える温度上昇部分が操作者の手に接触しないような構造でなければならない。（第1部の規定による。）	
第 十 一 条 第 1 項	機械的危険源 による危害の 防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性 による転倒、可動部又は鋭利な角への接触 等によって人体に危害を及ぼし、又は物件 に損傷を与えるおそれがないように、適切 な設計その他の措置が講じられるものとす る。	■該当 □非該当	箇条20 20.1 20.2 箇条22 22.14 箇条23 23.1 箇条25 25.9	箇条20 安定性及び機械的危険 20.1 固定形でなく、かつ、手持形でもない機器で、床上又は卓上で用いる機器は、十分な安定性をもっていなければならない。（第1部の規定による。） 20.2 機器の使用と運転とが両立する限り、機器の運動部は、通常使用時に人体を傷害から適切に保護するように配置されているか、又は外郭で囲っていなければならない。（第1部の規定による。） 箇条22 構造 22.14 機器には、機器の機能上必要でない限り、通常使用時又は使用者による保守の際に危険を及ぼすおそれがある凹凸のある角又は鋭い角があってはならない。（第1部の規定による。） 箇条23 内部配線 23.1 配線路は、滑らかでなければならない、かつ、とがった角があってはならない。（第1部の規定による。） 箇条25 電源接続及び外部可とうコード 25.9 電源コードは、機器のとがった部分又はとがった角に接触してはならない。（第1部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-209:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-209 部：家庭用電気治療器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 十 一 条 第 2 項	機械的危険源 による危害の 防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条21 21.101	第 1 部の第十一条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 21 機械的強度 21.101 床上でを使用することを意図する機器は、規定の静荷重試験に適合し損傷が生じてはならない。機器の質量が4 kg以下の可搬形機器は規定の落下試験に適合し損傷が生じてはならない。	
第 十 二 条	化学的危険源 による危害又 は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条19 19.13 箇条22 22.22 22.23 22.41 箇条32 32.1	箇条19 異常下における動作 19.13 試験中に、危険な量の有毒性のガスが機器から漏れてはならない。（第1部の規定による。） 箇条22 構造 22.22 機器は、アスベストを含んではならない。（第1部の規定による。） 22.23 機器には、ポリ塩化ビフェニル（PCB）を含んだ油を用いてはならない。（第1部の規定による。） 22.41 機器は、ランプを除き、水銀を含む部品を組み込んではならない。（第1部の規定による。） 箇条32 放射、毒性及びこれらと類似の危険性 32.1 機器は、通常使用中の動作による毒性その他これに類する危険があつてはならない。（第1部の規定による。）	
第 十 三 条	電気用品から	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれ	■該当	箇条32	箇条32 放射、毒性及びこれらと類似の危険性	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-209:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-209 部：家庭用電気治療器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	発せられる電磁波による危害の防止	ある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	☐ 非該当	32.1	32.1 機器は、有害な放射を発生してはならない。（第1部の規定による。）	
				32.2	32.2 機器は、通常使用での動作によって、光放射による危険を引き起こしてはならない。（第1部の規定による。）	
第 十 四 条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条19 19.1 箇条22 22.40 22.49 22.50 22.51	箇条19 異常下における動作 19.1 機器は、異常下における動作又は不注意による動作によって、火災の危険、及び安全性又は感電に対する保護に影響を及ぼす機械的損傷を、可能な限り未然に防止可能な構造でなければならない。（第1部の規定による。） 箇条22 構造 22.40 遠隔操作作用の機器には、機器の動作を停止させるためのスイッチを取り付けなければならない。（第1部の規定による。） 22.49 遠隔操作の場合、運転持続時間を設定しない限り、機器が始動できないようにしなければならない。（第1部の規定による。） 22.50 機器内に組み込んだ制御装置がある場合、それが遠隔操作によって操作される制御装置よりも優先される構造でなければならない。（第1部の規定による。） 22.51 機器上には、機器が遠隔操作作用に調節されていることを示す視覚的表示がなければならない。（第1部の規定	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-209:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-209 部：家庭用電気治療器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				22.62	による。) 22.62 公衆のネットワークを介した遠隔通信は、この規格への適合を損なってはならない。(第1部の規定による。)	
第 十 五 条 第 1 項	始動、再始動 及び停止による 危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条19 19.13	箇条 19 異常下における動作 19.13 機器は、危険な誤動作を起こしてはならず、また、機器が動作可能である場合、保護電子回路の故障があつてはならない。(第1部の規定による。)	
第 十 五 条 第 2 項	始動、再始動 及び停止による 危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条19 19.13 箇条20 20.2 箇条22 22.10	箇条 19 異常下における動作 19.13 機器は、危険な誤動作を起こしてはならず、また、機器が動作可能である場合、保護電子回路の故障があつてはならない。(第1部の規定による。) 箇条20 安定性及び機械的危険 20.2 自己復帰形温度過昇防止装置及び過電流保護装置が何かの拍子に閉状態になった場合に、それが危険を引き起こす引き金となつてはならない。(第1部の規定による。) 箇条22 構造 22.10 機器に内蔵する自動開閉装置の動作によって、電圧維持下の非自己復帰形温度過昇防止装置が復帰してはならない。(第1部の規定による。)	
第 十 五	始動、再始動	電気用品は、不意な動作の停止によって人	■該当	箇条19	箇条19 異常下における動作	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-209:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-209 部：家庭用電気治療器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
条 第 3 項	及び停止による危害の防止	体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	☐ 非該当	19.13	19.13 機器は、危険な誤動作を起こしてはならず、また、機器が動作可能である場合、保護電子回路の故障があつてはならない。（第1部の規定による。）	
第 十 六 条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条10 10.2 箇条19 19.1 19.11 箇条25 25.8	箇条10 入力及び電流 10.2 機器に定格電流が表示されている場合、通常動作温度における電流は、定格電流から、規定の許容値を超える差があつてはならない。（第1部の規定による。） 箇条19 異常下における動作 19.1 機器は、異常下における動作又は不注意による動作によって、火災の危険、及び安全性又は感電に対する保護に影響を及ぼす機械的損傷を、可能な限り未然に防止可能な構造でなければならない。（第1部の規定による。） 19.11 ヒューズを作動させることによって、故障状態の下での機器の安全性を確保する場合は、規定の試験に適合しなければならない。（第1部の規定による。） 箇条25 電源接続及び外部可とうコード 25.8 規定の規格に適合するコード又はキャブタイヤケーブル以外の電源コードの導体は、規定の値以上の公称断面積をもつものでなければならない。（第1部の規定による。）	
第 十 七 条	電磁的妨害に	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害	☒ 該当	箇条19	箇条19 異常下における動作	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-209:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-209 部：家庭用電気治療器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	対する耐性	により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	☐ 非該当	19.1 19.11.4 19.13	19.1 電子回路は、故障状態になっても、機器が感電、火災、傷害又は危険な誤動作を起こさないように設計し、使用しなければならない。（第1部の規定による。） 19.11.4 保護電子回路を組み込んでいる機器は、イミュニティ試験に適合しなければならない。（第1部の規定による。） 19.13 機器は、危険な誤動作を起こしてはならず、また、機器が動作可能である場合、保護電子回路の故障があつてはならない。（第1部の規定による。）	
第 十 八 条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	—	—	J55014-1 等の別規格で規定されている。
第 十 九 条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条7 7.14 7.15	箇条7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.14 この規格で要求する表示は、容易に判読可能で、かつ、耐久性がなければならない。（第1部の規定による。） 7.15 規定の主な表示は、機器の主要部上に行わなければならない。（第1部の規定による。）	
第 二 十 条 第 1 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	扇風機及び換気扇は、当該規格の適用範囲に含まれないため、

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-209:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-209 部：家庭用電気治療器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				非該当が妥当と考える。
第 二 十 条 第 2 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	電気冷房機は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-209:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-209 部：家庭用電気治療器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第 二 十 条 第 3 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	電気洗濯機及び電気脱水機は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。
第 二 十 条 第 4 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	テレビジョン受信機は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-209:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-209 部：家庭用電気治療器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				